大阪社会保険時報

黄金いろ　“こがねいろ”なんと心地よい響きだろう。日本人主食の「米」が、いろいろ問題を抱えているなかで美味しい銘柄を多く創りだしている、農家魂の存在に喜びを覚える。日本での稲作の歴史は古く、縄文中期に始まる。これは炭化した籾や米、土器に残る痕跡などから解明された。縄文晩期から弥生早期に水稲栽培が大々的に始まり、各地に水田の遺構が残された。日本に伝来した、中国中南部原産の稲作が、米や麦の栄養価の高さと、大量収穫が今日のアジアの人口増大を支えたといわれている。（奈良明日香にて）

フォト　エッセー　藤本　俊一（APA.JPS）

- 社会保険料の納付には口座振替をご利用ください
- 「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」は期限までに提出しましょう
- 協会けんぽからのお知らせ　・「生活習慣病予防健診」はお済みですか？　・事業者健診結果データの提供をお願いします
  ・交通事故など第三者の行為による負傷などで健康保険証を使用する場合はお届けが必要です
- ますます便利になった「ねんきんネット」をご利用ください！　● まずは、「ねんきんネット」のご利用登録を！

職場内で回覧しましょう

社会保険料の納付には口座振替をご利用ください

毎月、金融機関等に出向く必要がないので便利です

- 毎月のお手続きが不要で、納め忘れがありません。
- 口座振替手数料のご負担はありません。

全国の金融機関がご利用になれます

- 銀行、信用金庫、労働金庫、農協等の口座から振替できます。

※ただし、ゆうちょ銀行やインターネット専業銀行等、一部お取扱いできない金融機関があります。

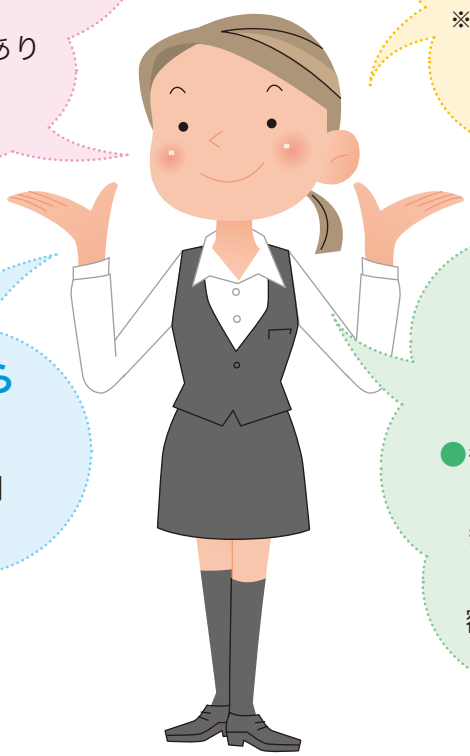

毎月末日に、前月分の保険料をご指定の口座から引き落としします

- 末日が土日・祝日等金融機関の休業日の場合は、翌営業日に引き落としします。

今月の振替予定金額と、前月の振替済み金額をお知らせします

- 毎月20日頃に、当月末日に引き落としする金額および前月末日に引き落としした金額を記載したお知らせ（保険料納入告知額・領収済額通知書）を郵送します。

なお、振替当日の残高が不足していた等の事情で口座振替ができなかった場合は、後日、納付書を郵送しますので、金融機関の窓口等で納付してください。

お手続きは簡単です！

口座振替を希望される場合は、年金事務所に備え付けております「健康保険厚生年金保険　保険料口座振替納付（変更）申出書」に必要事項を記入・押印のうえ、口座振替を利用する金融機関の確認印を受けた後、年金事務所の窓口にご提出ください。

口座振替開始月や不明な点等がございましたら、お近くの年金事務所へご相談ください。

日本年金機構
Japan Pension Service

年金受給者の皆さまへ

「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」は期限までに提出しましょう

「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」（以下、扶養親族等申告書）は、年金に課税される所得税の計算を行うために必要なものです。

※「扶養親族等申告書」は毎年10月下旬に、日本年金機構から課税の対象となる受給者の方に送付されます。

課税の対象となる年金

国民年金・厚生年金保険から支給される老齢年金、および共済組合から支給される退職年金です。これらの年金は、所得税法により「雑所得」として所得税が課せられます。

なお、障害年金・遺族年金には課税されません。

「扶養親族等申告書」が送付される受給者の方

老齢年金を受給されている方のうち、65歳未満の方は、受け取る年金額が108万円以上、65歳以上の方は158万円以上の場合に「扶養親族等申告書」が送付されます。

退職共済年金（JR、JT、NTT、農林共済）を受給されている方で、老齢基礎年金も受給されている65歳以上の方は、退職共済年金の支払額が80万円以上の場合に「扶養親族等申告書」が送付されます。

提出期限

「扶養親族等申告書」の提出期限は12月１日です。

提出しなかった場合は、各種控除を受けることができず、特別徴収された社会保険料を控除した後の年金支給額の10.21％が所得税および復興特別所得税として源泉徴収されますのでご注意ください。

なお、２つ以上の年金の支払者に対して「扶養親族等申告書」を提出している方、年金以外に所得がある方などは確定申告が必要です。

ご不明な点は…　●●●　管轄の年金事務所までお問い合わせください

協会けんぽからのお知らせ

「生活習慣病予防健診」はお済みですか？

年に一度は、健康診断を受けましょう！

協会けんぽでは、**35歳から74歳までの被保険者（ご本人）の方**を対象に**「生活習慣病予防健診」**を実施しています。

健診はご自身の健康状態を知る第一歩です。生活習慣病予防健診の検査項目は、事業者が行う労働安全衛生法に基づく定期健診項目を含んだ総合的な健診内容となっていますので、生活習慣病の予防のため、年に一度は協会けんぽの「生活習慣病予防健診」をぜひご利用ください。

※被扶養者（ご家族）の方は「特定健康診査（特定健診）」をご利用ください。

健診メニューが豊富です

胸部レントゲン検査、胃部レントゲン検査、便潜血反応検査があります。
子宮頸がん、乳がん検査があります。（指定年齢あり）
事業者健診（労働安全衛生法により、事業主さまに義務付けられた健診）の項目を満たしています。

健診費用がお得です

上記健診のメニュー（子宮頸がん、乳がん検診を除く）に基本健診がセットで**自己負担額は最高で7,038円**です。

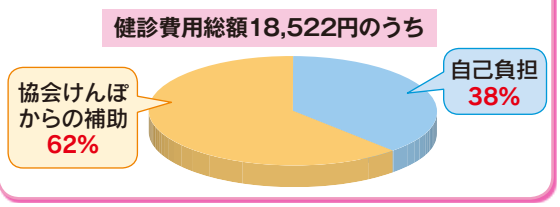

申込方法

希望する健診機関へ予約（大阪府内では、180カ所の健診機関で、受診できます）

予約後、生活習慣病予防健診申込書に必要事項を記入のうえ、協会けんぽへ郵送

健診日に、保険証を持参して受診

事業者健診結果データの提供をお願いします

事業主の皆さまへ

労働安全衛生法に基づく事業者健診を受診された場合は、その結果データ（40歳～74歳）の提供をお願いいたします。高齢者の医療の確保に関する法律により、健診結果データの提供は事業者の義務となっています（なお「生活習慣病予防健診」の受診者分は、提供手続き不要です）。

事業者健診結果データを提供していただくと、次の項目で説明している「特定保健指導」を健診結果に応じて受けていただくことができます。皆さまの健康の保持・増進にも役立ちますので、ぜひ、事業者健診結果データの提供に、ご理解とご協力をお願いいたします。

健診結果データの提供方法

①協会けんぽ大阪支部の「保健グループ」までご連絡ください。
②同意書を送付しますので、受診された健診機関名等を記入しご返送ください。
③協会けんぽから受診された健診機関に対し、健診結果データの提供を依頼します。
※健診結果データは、受診された健診機関から協会けんぽに提供していただきます。
提供にあたり、特別な作業や費用負担等は発生しませんのでご安心ください。

健診結果により「特定保健指導」（健康相談）を無料で実施しています

生活習慣病予防健診または事業者健診の結果から、メタボリックシンドロームのリスク数に応じて、生活習慣病の発症リスクが高い40歳以上の加入者（ご本人）の方を対象に、**無料で「特定保健指導」（健康相談）**を実施しています。

特定保健指導では、**メタボリックシンドロームの予防や改善を目的**として、保健師や管理栄養士がお１人さまごとの目標の設定、ライフスタイルにあわせた生活習慣の改善方法のご提案、実践の後押しや継続フォローにより、６カ月間、皆さまの生活習慣改善に向けたサポートをさせていただきます。

健診の結果、該当する事業所さままたはご本人さまへ、「特定保健指導」のご案内をいたしますので、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

全国健康保険協会（協会けんぽ）大阪支部　http://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/osaka
電話　０６－７７１１－４３００（自動音声案内）　おかけ間違いにご注意ください

協会けんぽからのお知らせ

交通事故など第三者の行為による負傷などで健康保険証を使用する場合はお届けが必要です

私用中に発生した交通事故、けんか、他人のペットにかまれたなど、第三者（相手方）の行為によって負傷などをしたときに、健康保険証を使用して治療を受ける場合は必ず「第三者の行為による傷病届」の提出が必要です。

お届けが必要な理由について

第三者の行為で負傷された場合、本来相手方が治療費を負担するのが原則です。健康保険を使用された場合は、保険給付に要した費用を協会けんぽから相手方に請求することになるため、お届けをいただく必要がございます（損害賠償請求権の代位取得）。

示談は慎重に！

示談の内容によっては損害賠償請求権を放棄したこととなり、健康保険が使用できず、全額自己負担となる場合がございますので、ご注意ください。

届出用紙の入手と書類の作成について

届出用紙はホームページから印刷できます（郵送をご希望の場合はお電話にてお申し付けください）。なお、手続きにあたってご自身、または相手方が加入している損害保険会社の担当者に作成を補助していただける場合がありますのでご確認ください。

健康保険を使用した場合の流れ

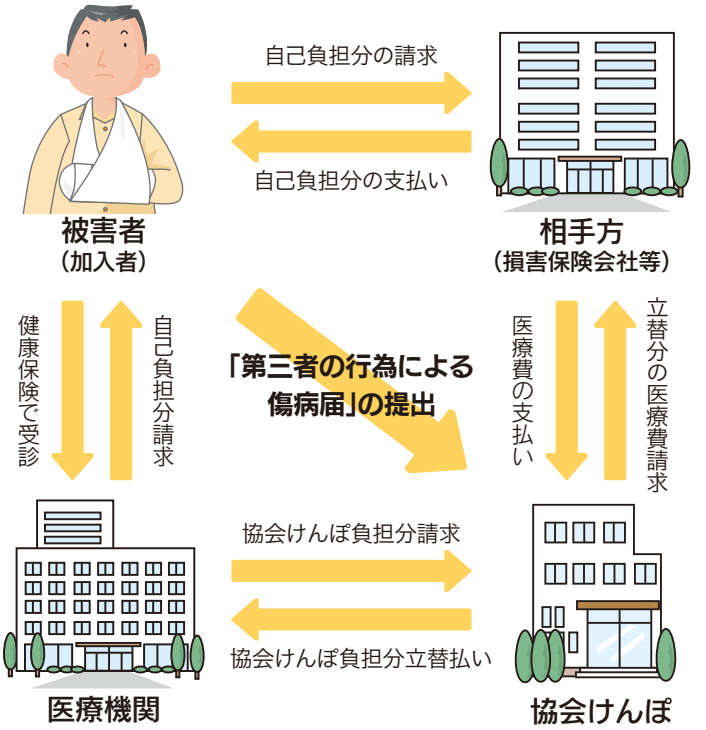

よくあるご質問

Q　仕事中・通勤途中のケガの場合は？

A　仕事中や通勤のための往・復路での事故等での負傷は、労災保険が適用されるため、原則健康保険での受診はできません。くわしくは労働基準監督署にお問い合わせください。

Q　自損事故車に同乗していた場合は？

A　同乗していた車が自損事故を起こした場合、運転手を第三者（相手方）としてご報告をいただくことになります（ご家族の車に同乗していた場合でもお届けは必要です）。

Q　相手が不明なケガの場合は？

A　ひき逃げ・当て逃げなど、負傷を負わせた相手が不明な場合にも第三者の行為による傷病届は必要です。後日相手が判明した場合は、相手方の連絡先等のご報告をお願いします。

お問い合わせ先

全国健康保険協会（協会けんぽ）大阪支部　http://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/osaka

電話　０６－７７１１－４３００（自動音声案内）　おかけ間違いにご注意ください

受付時間　午前８時30分から午後５時15分まで（土・日・祝日・年末年始を除く）

〒５５０－８５１０　大阪市西区靱本町１－11－７　信濃橋三井ビル６階

ますます便利になった

「ねんきんネット」をご利用ください！

インターネットサービス「ねんきんネット」では、

いつでも、最新の年金記録を確認できます

ご自宅のパソコンで、24時間いつでも、毎月更新された年金記録を確認できます。

電子版の各種通知書を確認できます

「年金振込通知書」などの年金の支払いに関する通知書や、毎月の記録が更新された「ねんきん定期便」をパソコンで確認・ダウンロードできます。

持ち主の分からない年金記録を検索できます

氏名、性別、生年月日を入力すると、入力した条件に一致する持ち主不明記録があるかどうか調べられます。

年金の見込額を試算できます

「年金を受け取りながら働き続けた場合」など、さまざまな働き方に応じた年金の見込額を試算できます。

スマートフォンにも対応

これまでパソコンをお持ちでなかったことでユーザIDを取得していなかった方も、スマートフォンでユーザIDを取得できます。また、「年金記録の一覧表示」や「年金記録照会」の画面をスマートフォンでも見やすく表示しているため、年金記録をわかりやすく確認できます。

具体的な年金見込額試算の例

	これまで	ねんきんネット
中高年の方	58歳男性の例 ねんきん定期便での見込額(※) 61歳～64歳　795,000円 65歳～　1,812,500円 ※60歳以降、厚生年金に加入されていない前提	今後の給料の入力 現在の仕事を継続 65歳まで 給与　240,000円	見込額（在職老齢年金） 61歳～64歳　637,500円 65歳～　1,910,700円 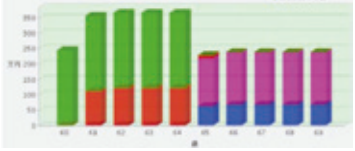
若年の方	33歳女性の例 （厚生年金に13年加入） ねんきん定期便での見込額(※) 380,600円 ※これまでの加入実績のみでの見込額	今後の給料の入力 現在の仕事を継続 60歳まで 給与　200,000円	60歳まで加入後の見込額 1,356,000円 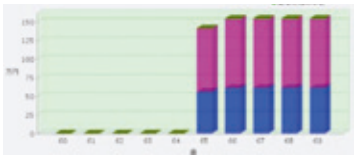

日本年金機構
Japan Pension Service

まずは、「ねんきんネット」のご利用登録を！

1 日本年金機構のホームページにアクセス

日本年金機構のホームページ（http://www.nenkin.go.jp/）にアクセスしていただき、画面右側の「ねんきんネット」ボタンをクリックします。

※画面イメージは変更される場合があります。

「ねんきんネット」トップ画面が表示されますので、「新規ご利用登録」ボタンをクリックします。

2 「ねんきんネット」サービス　ご利用登録

●アクセスキーとは…

お客さまの誕生月に送られる「ねんきん定期便」に、平成23年4月より同封されている17ケタの番号です。

①アクセスキーをお持ちの方

アクセスキーで登録すると、ユーザ ID が即座に発行され、「ねんきんネット」サービスが利用できるようになります。

なお、アクセスキーの有効期限は発行から3カ月です。

②アクセスキーをお持ちでない方

アクセスキーをお持ちでない場合は、年金事務所の窓口で発行することも可能です。ご希望の方は、お近くの年金事務所にご相談ください。

「ねんきんネット（申請用トップページ）」が表示されますので、アクセスキーの有無に応じて「ご利用登録」ボタンをクリックしてください。

●登録には基礎年金番号が必要となります。

※基礎年金番号は、年金手帳や、平成22年度以前にお送りした「ねんきん定期便」などで、事前にご確認ください。

●アクセスキーをお持ちの場合は、携帯電話からもユーザ ID の申し込みができます。右記バーコードをご利用ください。

※申込時の通信料はお客さまのご負担となりますので、ご注意ください。

くわしくは、「ねんきんネット」で検索

ねんきんネット　検索

http://www.nenkin.go.jp/n_net/

電話でのお問い合わせは、

「ねんきん定期便・ねんきんネット専用ダイヤル」へ

ナビダイヤル **0570－058－555**

050または070から始まる電話でおかけになる場合は

03－6700－1144

スマートフォンの方はこちらからアクセスできます。

記事提供：日本年金機構・大手前年金事務所・全国健康保険協会大阪支部
発行所：一般財団法人　大阪府社会保険協会　☎06－6445－3013　〒550－0003 大阪市西区京町堀1－3－13　辰巳ビル2階
http://www.osaka-shahokyo.or.jp/